

# 特別支援教育就学奨励費について

## ○特別支援教育就学奨励費とは

教育の機会均等の趣旨にのっとり、特別支援学校等へ就学する幼児、児童又は生徒の特別な事情を鑑み、家庭の経済状況等に応じて、その就学に必要な経費の一部を国・北海道※<sub>1</sub>が負担及び補助する制度です。

本制度は、保護者等の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的としており、本道では、関係法令等に基づき、事務処理等の規定を定め、特別支援教育就学奨励事業を実施しています。

※<sub>1</sub> 道内の特別支援学校に就学する幼児、児童又は生徒及び北海道登別明日中等教育学校の前期課程に就学する生徒に対する特別支援教育就学奨励事業は、国からの負担及び補助を受けて北海道が実施しています。

## ○支給される経費

学校給食費や通学費、学用品・通学用品購入費など※<sub>2</sub>が対象になります。

世帯の経済状況（収入額や居住地など）や世帯構成（人数や年齢など）に応じて、Ⅰ～Ⅲの支弁区分を決定し、その支弁区分に従って支給します。

特別支援教育就学奨励費は、特別支援教育の普及奨励を目的とした公的給付ですので、目的外使用は禁止されています。また、他の公的給付と重複して受給することはできません。

※<sub>2</sub> 支給対象経費や対象となる物品等の詳細は、各学校へお問い合わせください。

## ○支弁区分と支給割合

国から示された算定方法を用いて、世帯の経済状況（収入額や居住地など）や世帯構成（人数や年齢など）に応じて、世帯の収入額が少ない方などから、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分の順に支弁区分を決定します。

支弁区分の決定基準や支給割合は下記のとおりですが、経費によっては一部異なります。

支弁区分	支弁区分の決定基準	支給割合（*原則）	備考
第Ⅰ区分	世帯の収入月額が生活保護基準需要額の <b>1.5倍未満</b> または、生活保護を受給している場合	支給限度額の範囲内で実費の額	生活保護を受給している場合は、調整のうえ支給します
第Ⅱ区分	世帯の収入月額が生活保護基準需要額の <b>1.5倍以上2.5未満</b>	支給限度額の範囲内で実費の半額	一部の経費は支給割合が異なります
第Ⅲ区分	世帯の収入月額が生活保護基準需要額の <b>2.5倍以上</b> または、就学奨励費の受給の全部又は一部を辞退する場合※ <sub>3</sub>	原則、支給されません (一部、支給される経費があります)	一部の経費は支給割合が異なります

※<sub>3</sub> 児童福祉施設や指定療育機関等へ入所し、措置費や療育の給付を受けている場合も原則として就学奨励費は支給されません。

～支弁区分決定のモデルケース～

【世帯構成】※札幌市在住

父(43歳): 会社員、母(42歳): パート、生徒本人(15歳): 特別支援学校中学部3年、弟(12歳): 小学6年生

【生活保護基準需要額】 255,961円 ※世帯の人数、年齢構成、居住地などで金額が異なります。

年間所得 ※4 (世帯全員の収入額)	所得控除 ※5	収入月額 (年間所得－所得控除額/12)	収入額/需要額 (決定基準)	支弁 区分
300万円	50万円	208,333円	0.81倍	I区分
600万円	70万円	441,666円	1.72倍	II区分
900万円	90万円	675,000円	2.63倍	III区分

※4 「年間所得」は、都道府県民税及び市町村民税の課税の基礎となった世帯全員分の所得額です。

※5 「所得控除」は、社会保険料、生命保険料及び地震保険料の控除額です。

○申請方法

入学時等に学校から案内がありますので、申請を行ってください。

申請に必要な書類の中に、課税証明書など保護者等の所得を証明する書類が必要となりますが、保護者等がマイナンバーを利用する事で北海道教育委員会において必要な情報を取得することができるため、申請手続等が簡便になります。

マイナンバーを利用した情報提供を希望する場合、個人番号届出書のほかに個人番号が正しい番号であることと、手続を行っている保護者等が番号の正しい持ち主であることの確認(身元確認)が必要です。

身元確認については、提出方法等により必要な書類が異なりますので、注意してください。

マイナンバー利用における身元確認書類提出フロー

学校に持参して提出できますか

個人番号カード、通知カード、住民票(番号付き)のいずれかを提示してください(※6)

①または②のどちらかにより提出してください

郵送による提出① ※6(個人番号カードは両面のみで可)写し+写真付きの身分証写し(運転免許証など) 1点

郵送による提出② ※6(個人番号カードを除く)写し+写真のない本人確認書類写し(保険証・年金手帳など) 2点

➡ はい

➡ いいえ

本リーフレットは特別支援教育就学奨励費の概要について記載しています。詳細については、各学校へお問い合わせください。

〈資料 1〉

## 令和2年度特別支援教育就学奨励費の支給限度額一覧

※第2区分の場合は、支給割合が第1区分の1/2ですので、第1区分の限度額まで保護者が負担した場合、第2区分の限度額まで経費が支給されます。  
 ※「実費」は規定に基づき算定される額ですので、実際に保護者の方が負担された額と必ずしも一致しませんのでご了承ください。  
 ※本校では、太枠内の経費のみ支給対象です。

経 費 名		学 部	高 等 部		
		支 弁 区 分	I	II	III
教 科 用 図 書 購 入 費			実費	実費	実費
学 校 給 食 費			実費	実費の1/2	/
交 通 費	通 学 費	本 人	実費	実費	実費
	職 場 実 習 交 通 費		実費	実費	実費の1/2
修 学 旅 行 費	修 学 旅 行 費	本 人	107,810	53,905	/
	校 外 活 動 等 参 加 費	本 人	24,820	12,410	/
	職 場 実 習 宿 泊 費		7,520	3,760	/
学用品等購入費			32,270	16,135	/
新 入 学 児 童 ・ 生 徒 学 用 品 費			57,980	28,990	/

【 備 考 】

- \* 本校で支給対象としている経費のみ掲載しています。
- \* 毎月の諸費で支払った分が対象となりますので未納のないようご注意ください。
- \* 詳細は本校事務室までお問い合わせ下さい